こんな体験はありませんか？

寄付金・賛助金の強要

Q-4 人権団体を名乗る者から、人権・同和問題解決のための寄付金・賛助金の強要を受けました。

A 一般には、要求金額がさほど高額でないことや、面倒をさけようとして要求に応じてしまうことがあるようです。

しかし、わずかな金額であっても要求に一度応じてしまうと、後日「前回も付き合ってくれたのだから、今回も協力してほしい」と再三要求を受けることになります。

相手方が人権・同和問題の解決が目的であると主張しても、寄付金や賛助金の支出を行うことは会社の自由意思に基づくべきものであり、その要求に応じなければならない義務があるわけではありません。

また、対応は担当者個人に任せるのではなく、あらかじめ統一した対処の方針を検討し、担当者をバックアップできる体制を整えておくことが大切です。

困ったときの御相談は

島根県環境生活部人権同和対策課・・・・	TEL (0852) 22-5902
島根県人権啓発推進センター・・・・・・	TEL (0852) 22-7701
島根県西部人権啓発推進センター・・・・	TEL (0855) 29-5530
島根県警察本部・・・・・・・・・・・	TEL (0852) 26-0110
（最寄りの警察署でも対応します。）	
松江地方法務局人権擁護課・・・・・・	TEL (0852) 32-4260
出雲支局・・・・・・・	TEL (0853) 20-7732
浜田支局・・・・・・・	TEL (0855) 22-0959
益田支局・・・・・・・	TEL (0856) 22-0429
西郷支局・・・・・・・	TEL (08512) 2-0240
島根県弁護士会・・・・・・・・・・・・	TEL (0852) 21-3225

（弁護士による相談は予約制で、有料となる場合があります。）

島根県環境生活部人権同和対策課
〒690-0887　松江市殿町128番地（県庁東庁舎1階）TEL0852-22-5902

同和問題の解決のために

排除しよう えせ同和行為

「えせ同和行為」排除のために

島根県においては法務局、県、県警察本部、弁護士会等の関係機関が連絡会を設けて、「えせ同和行為」の排除に取り組んでいます。

同和問題とは

同和問題とは、同和地区出身であることや、そこに住んでいることを理由に、結婚や就職などの面で日本国憲法で保障された基本的人権が侵害されるという深刻な問題です。

この問題を解決するため、昭和40年「同和対策審議会答申」が出され、昭和44年からさまざまな対策が推進されました。その結果、生活環境の面などで改善が進みましたが、差別意識の解消をはじめ、教育や就労等の面において、なお解決すべき課題が残されています。

このため、国や地方公共団体、企業、民間運動団体などは、同和問題解決に向けて、それぞれ取り組みを行っています。

みなさん一人ひとりが、同和問題を正しく理解し、人権を尊重するという観点から同和問題解決に取り組む必要があります。

「えせ同和行為」とは

「えせ同和行為」とは、「同和問題はこわい問題であり、できれば避けたい」という誤った意識につけこんで、何らかの利権を得るため、同和問題を口実にして企業・行政機関等に「ゆすり」、「たかり」等を行う行為を言います。

具体的には、寄附金や賛助金の強要、高額な書籍や機関紙購入の強要、下請への参加強要など様々な形態のものがあります。

これらの行為は、同和問題に対する誤った意識を植え付け、同和関係者や同和問題の解決に真剣に取り組んでいる人々のイメージを著しく損ねるものです。

このような「えせ同和行為」の横行は、同和問題の解決を妨げることになるため、断固排除しなくてはなりません。

島　根　県

要求を受けたときの
基本姿勢

「えせ同和行為」に対処するには、不当な要求に対しては毅然とした態度をとることが大切です。

1 不当な要求は、断固拒否する。

要求を拒否すると、「人権・同和問題に理解がない」などと言いがかりをつけられるかもしれませんが、きっぱりと断ることが大切です。日頃から人権・同和問題の十分な理解と認識を深め、自信を持って対応できるよう心がけましょう。

2 こわいもの意識をすてる。

人権団体を名乗ったからといってこわがらず、あわてず、ゆっくりと丁寧に対応しましょう。対応人数は必ず複数とし、できるだけ相手方と同数もしくはそれ以上の人数で対応しましょう。相手方の氏名、所属団体、所在（場合によっては電話番号）等を確認し、相手の要求内容をよく聞き取り、その趣旨、目的などを正確に把握しましょう。

3 最初にすきを与えない。

最初に安易な気持ちで要求に応じたり、応じる感触を相手に与えてしまうと、それにつけ込んで要求が拡大したりします。相手方の要求について、即答できないものはその旨をはっきりと伝え、約束などせず、最初から毅然とした態度で応対しましょう。「申し訳ありません」「すみません」等のこちらの非を認める発言をしないようにしましょう。

4 安易な妥協はしない。

相手方の執拗な要求に応じ安易な妥協をすると、さらにつけ込まれます。刑事事件とならないよう金銭の要求を具体的には言わず、「協力しろ」「善処しろ」等と攻めてきますが、それに根負けして金銭で妥協してはいけません。一度弱みを見せると、次々に要求されます。また、相手方が示した書類への署名及び押印をしてはいけません。

◆相手方が執拗に要求を繰り返す場合は、

- 例えば「当社としては、あなたの要求には応じられません。これ以上お話ししても結論は変わりません。どうぞ、お引き取りください」等と明確に答えましょう。
- 「検討する」「考えてみる」等、相手方に期待を抱かせる発言をしてはいけません。また、「後で電話します（電話させます）」などと約束しないようにしましょう。些細なことで相手方に電話すると、脈ありと誤解を与えることになります。

5 脅しを恐れない。

えせ同和行為者は、刑事事件となることを恐れています。激しい言葉を発しても、実際に暴力的行為に出ることはまずないと言ってよいでしょう。脅しに屈しない気持ちで対応しましょう。

6 組織全体で対応する。

えせ同和行為者は、支店や営業所での対応を口実に、本店に対してより大きな要求をしてくることがあります。
法人としてきちんとした対応ができるよう研修等による理解を深めて、組織として対応ができる体制を築きましょう。

こんな体験はありませんか？

高額書籍の購入強要

Q-1 電話で高額な人権・同和問題に関する書籍の購入を要求されて困っています。

A 人権・同和問題の書籍であっても、一般の書籍の扱いと何ら変わりありません。電話をかけてきた者の所属している団体名とか、話の内容に惑わされず、その書籍が必要かどうかで判断してください。
購入する、しないについては自由ですが、いらないと考えるならきっぱりと「いりません」と言えばよいのです。
断りの意思表示をあいまいにすると、後で誤解や議論のもとになることも考えられます。
また、原則として断る理由まで言う必要はありません。なまじ理由（「予算がない」「関係図書は持っているから」等）をつけて断ると、その理由自体が議論となり、相手につけ込まれるすきを与えかねません。
また、「検討する」などは相手に脈ありとの印象を与えかねません。

Q-2 「買わないのは、人権・同和問題に対する理解が足りないからだ」などと言われ、大声で怒鳴られたり、脅しのような言葉を言われました。

A 対応者は、こわいと思ったり、脅しを恐れたりしないようにしましょう。脅しなどがあれば刑事事件になり得ますので、法的手段に訴える（警察に通報するなど）ことを警告すべきです。
刑事事件になることは相手も避けたいので、書籍の購入程度のことで相手が思いきった行動に出ることは、通常、考えにくいことです。
また、何回も執拗に電話をかけてきた場合も同じように対応することが必要です。脅しなどがあれば実際に通報してください。

Q-3 注文した覚えがない（断った）のに、書籍が送られてきました。どうすればいいでしょうか。

A このように、一方的に書籍が送付された場合、もともと申し込んでいないものを勝手に送りつけられた訳ですから、契約は成立しません。契約が成立していなければ、当然代金を支払う義務はありません。
◎一方的に書籍が送付された場合は、受け取りを拒否することです。
◎受け取ってしまった場合は、関係を絶つ意味からも返送する方が良いでしょう。